

二重ローンを抱える 事業者の再建を支援します！



かつて数々の大災害があった中で初めての措置となる「産業復興相談センター」の開設は被害の重大さを物語ります。各分野のスペシャリストが、事業者の状況に応じて対応しています。



同センターは盛岡商工会議所に隣接した場所にあります。



10月3日に行われた開所式。既に100件を超える相談が寄せられています。

センター開設の目的

『岩手県産業復興相談センター』の役割は、二重債務問題を中心に、さまざまな困難を抱える事業者の皆さんに対しましてきめ細かな相談に応じ、支援に取り組むことです。私が思うのは、地域産業の復興がなければ、地域全体の復興は進まないということ。産業の復興が進まないと、働く場がない。働く場がなければ人口流出が進み、地域産業の復興が進まないとい

東日本大震災から約7カ月を経た9月30日、被災した中小企業者の再生を図るため、『岩手県産業復興相談センター』が盛岡市清水町に開設しました。既存のローン債務に加え新たな借り入れが必要となる事業者のサポートをすることが目的です。今回は、その統括責任者・谷藤晴紀さんから、センター設立の意図や対応業務について伺いました。

う悪循環をもたらす。本来は皆、その地域で暮らして働きたいと思うものです。生活と事業再建を合せて復興するお手伝いをしていく。それが、私たちの仕事だと思っています。

センターの体制は

被災事業者の二重債務問題については早急な対策が必要との認識から、8月に準備委員会が立ち上げられ、国や県と検討会を重ねてきました。沿岸の商工会議所や商工会の声を吸い上げながら、深刻で複雑な相談により誠実に応える方法を考え、現在の体制ができました。盛岡市清水町に開設した当センター内には、地元金融機関OB、メガバンクの現役行員、税理士、中小企業診断士、公認会計士など40人ほどが常駐。約半数が窓口相談業務にあたり、半数が債権買取の手続き業務にあたっています。さらに、被災地の商工会議所や商工会にも窓口を設置し、震災アドバイザーや地元商工会・商工会議所経営指導員が相談に対応、被災された方の相談を現地で受け、その相談内容



同センターの統括責任者・谷藤晴紀さん。「地元金融機関時代、沿岸地域で生活した時代もあり、仕事を越えたつながりも多い。だからこそ復興支援への思いも大きい」と話します。

対応業務の内容について

にに応じて適切な専門スタッフに取り次ぐという方法を取っています。

第一に事業者の相談に応じることが大事。被災地域で事業再生を図ろうとする事業者に対し、再生が可能かどうかを判断し計画策定の支援を行います。そして、金融機関等の債権を買い取る『岩手県産業復興機構』に対する手続き等を行い、被災地の皆さんがいち早く事業再生するためのお手伝いをしていきます。

そのためには事業者の現状把握が先決。過去3カ年の財務状況を知る資料を準備していただき、被災状況や要望を聞きながら計画づくりの支援をしていくのですが、決算書や借入明細の資料が一切ないという場合、取引先金融機関等に依頼して資料を出してもらうことが可能です。まだまだ目の前の生活に追われ、事業を立て直しを考える余裕がない場合もあるでしょう。中には、取引銀行の担当者やコンサルタント会社の方が、代理で相談にお越しいただくケースもあります。対

策は私たちが一緒に考えバックアップしていきますから、まずは相談してほしいと思います。

先月は、沿岸3市町村の商工会議所で、被災事業者、そして再建の大切なサポーターである地元金融機関向けに当センターの業務説明会を行いました。その後、大船渡市と宮古市では個別相談会も実施。何億もの借入金問題、家族経営の店舗と自宅を流された方の債務問題など寄せられた相談は多岐に渡ります。相談内容によっては、債権買取をしなくても、過去の借入金の返済条件を緩和し、新たな融資をして再建にこぎつけるケースもあります。再生見込みを探る第一歩の場、として活用していただければと思います。

被災地の事業者の皆さんへ

当センターが行うのは、被災地の事業者の再生を支援すること。買取措置で借入金ゼロになる訳ではないですが、最大10年間返済を据え置きすることで、事業再スタートに集中することができます。ただ一方では、地域全体の復興計画が進まない、事業再建の場を確定できないため、事業再開まで時間を要するケースもあるかもしれません。しかし、再建資金のめどや方法が見いだせずに諦めているなら、悲観せずに相談してほしい。希望の兆しが見えれば、迷いを払拭できる場合もあるのではないのでしょうか。

事業者の皆さんも一人で考えずに、一緒に糸口を探していきましょう。

取材／「SANS A」企画編集委員会

相談センターとは

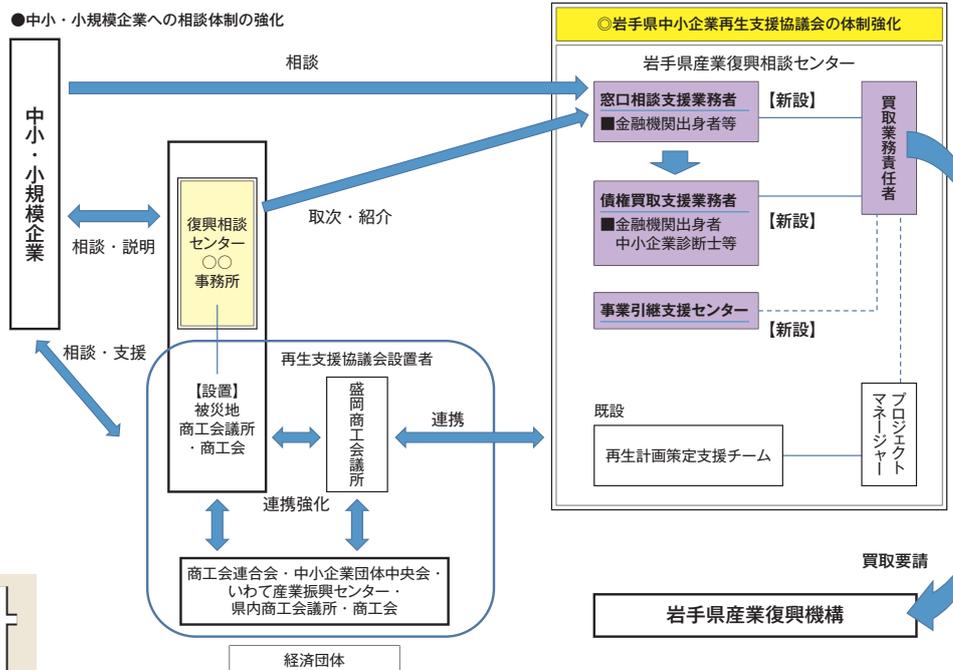
中小企業再生支援協議会は、各都道府県に設置されており、岩手県では当商工会議所が認定支援機関として、経済産業省の委託を受けて事業を実施しています。

東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の再生を図るため、二重債務問題の解決に向けた「岩手県と経済産業省」との基本合意並びに県内金融関係機関及び産業支援機関等をメンバーとする「岩手県産業復興機構等準備委員会」の合意に基づき、岩手県中小企業再生支援協議会（盛岡商工会議所内）が設置主体となり、新たに「岩手県産業復興相談センター」が設置されました。



岩手県産業復興相談センターの体制

(中小企業再生支援協議会の体制強化)



岩手県産業復興相談センター／盛岡市清水町14-17 TEL.019-681-0812

※沿岸地区事務所の連絡先は次頁